

地方公務員法第58条の3による等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数は、次のとおりです。(平成28年4月1日現在)

### 行政職給料表の職員数

#### 等級ごとの職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		職員数(人)	構成比(%)
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士、保健師、看護師、栄養士、管理栄養士又は司書の職務	61	24.3
2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 困難な業務を行う保育士、保健師、看護師、栄養士、管理栄養士又は司書の職務	26	10.3
3級	1 主査の職務 2 主任主査、主任保育士、主任保健師又は主任看護師の職務 3 係長、支所長又は園長の職務	72	28.6
4級	1 困難な業務を行う主任主査、主任保育士、主任保健師又は主任看護師の職務 2 副主幹又は困難な業務を行う係長、支所長又は園長の職務	51	20.2
5級	1 困難な業務を行う副主幹の職務 2 主幹又は課長補佐の職務 3 所長、室長又は場長の職務	26	10.3
6級	1 会計管理者、課長又は局長の職務	16	6.3

#### 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	主な職名	等級	合計	
			職員数(人)	構成比(%)
係員級	・主事 ・主任主査 ・保育士 ・主任保育士 ・技師 ・保健師 ・主査 ・指導主事	1 級	160	63.6
		2 級		
		3 級		
		4 級		
係長級	・係長 ・園長 ・副主幹 ・支所長	3 級	50	19.8
		4 級		
		5 級		
課長補佐級	・課長補佐 ・局長補佐 ・主幹 ・所長	5 級	26	10.3
課長級	・課長 ・事務局長	6 級	16	6.3

### 技能労務職給料表の職員数

#### 等級ごとの職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		職員数(人)	構成比(%)
1級	1 自動車運転手の職務 2 一般技能職員の職務 3 労務作業員等の職務	0	0
2級	1 技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 3 経験を必要とする労務作業員等の職務	0	0
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする労務職員等の職務	14	46.6
4級	1 高度な技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 高度な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 3 高度な技能又は経験を必要とする労務作業員等の職務	11	36.7
5級	1 自動車運転手を直接指揮監督する主任の職務 2 一般技能職員を直接指揮監督する主任の職務 3 労務作業員等を直接指揮監督する主任の職務	5	16.7

#### 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	主な職名	等級	合計	
			職員数(人)	構成比(%)
係員級	・運転手 ・技工 ・調理員 ・用務員 ・運転手兼清掃員 ・主任運転手 ・主任技工 ・主任調理員 ・主任用務員 ・主任運転手兼清掃員	1 級	30	100.0
		2 級		
		3 級		
		4 級		
		5 級		
		5 級		